

## 自動車写真等

自動車番号			
最大積載量		自家用・営業の区分	
自動車 正面写真	(ナンバープレートが認識できる様に撮影したもの)		
自動車 側面写真	(全体が認識できる様に撮影したもの)		

※自動車検査書の写し、自動車保険（任意保険）の明細及び保険証書の写しを添付すること。